

神石高原町立油木小学校 いじめ防止対策推進委員会設置要項

(設置)

第1条 この要項は、神石高原町立油木小学校校務運営規程第6章第29条の規定に基づき、いじめ防止対策推進委員会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、いじめを未然に防止し、いじめまたはその兆候を早期に発見し、いじめに関する事案に対処して、学校組織としてその解決を図ることを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、校長、教頭、教務主任、保健主事、生徒指導主事、その他校長が必要と認める教員をもって構成する。

(業務内容)

第4条 委員会は、いじめに係る次の業務を遂行する。

- (1) いじめを未然に防止する体制づくり及び取組
- (2) いじめに関する相談体制の充実
- (3) いじめの状況把握及び分析・状況報告
- (4) いじめを受けた児童に対する支援及び相談
- (5) いじめを受けた児童の保護者に対する支援及び相談
- (6) いじめを行った児童に対する指導
- (7) いじめを行った児童の保護者に対する助言
- (8) 関係機関や専門的な知識を有する者との連携
- (9) その他、いじめの未然防止に係わること

2 委員会は、毎月1回開催するものとする。

(年間計画)

第5条 いじめを未然に防ぐための行動計画は、別に定める。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附 則 この要項は、平成25年7月30日から施行する。

令和3年度 いじめ防止対策推進委員会行動年間計画

学期	月	行動内容	備考
1 学期	4月	【第1回推進委員会】 ・前年度のいじめ防止の取組課題と改善策を周知し、 危機管理意識を高める。 ・「いじめ防止対策推進委員会設置要項」を確認し、 組織でいじめ防止の風土をつくる。 ・問題行動への対応の流れの確認を行う。	
	5月	【第2回推進委員会】 ・第1回いじめ防止アンケート検討	
	6月	【第3回推進委員会】 ・第1回いじめ防止アンケート実施	
	7月	【第4回推進委員会】 ・第1回いじめ防止アンケート結果から具体的な改善	
	8月	【第5回推進委員会】 ・校内研修内容検討	
2 学期	9月	【第6回推進委員会】 ・児童の様子についての交流	
	10月	【第7回推進委員会】 ・第2回いじめ防止アンケート検討	
	11月	【第8回推進委員会】 ・第2回いじめ防止アンケート実施	
	12月	【第9回推進委員会】 ・第2回いじめ防止アンケート結果から具体的な改善	
3 学期	1月	【第10回推進委員会】 ・児童の様子についての交流	
	2月	【第11回推進委員会】 ・第3回いじめ防止アンケート実施 結果から具体的な改善	
	3月	【第12回推進委員会】 ・今年度の取組のまとめ ・次年度へ向けて ・新入学児童についての情報交換 等	

※ 緊急の場合には、校長が主宰して本委員会を開催する。

※ 暮会において、児童の実態把握・交流、情報交換を行う。

また、日々の報告・連絡・相談を重視し、組織的な取組を行うこととする。